

議案第43号 小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

- ・放課後児童支援員の資格要件のうち、教諭となる資格を有する者であることを基礎資格とする規定につき文言を明確化するとともに、一定の実務経験があり、市長が適当と認めた者であることを基礎資格の規定として追加し、資格要件を拡大する改正を行うもの。

小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第39号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、徳島県が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、徳島県が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>改正</p> <p>追加</p>